

令和6年度愛媛県統計グラフコンクール募集要領

1 目的

統計知識の普及と統計の表現技術の研さんに資するため、県内の小学生、中学生、高校生、大学生及び一般から統計グラフを募集します。

2 主催者

愛媛県、愛媛県教育委員会、愛媛県統計協会

3 応募部門

第1部 …………… 小学1・2年生の作品

第2部 …………… 小学3・4年生の作品

第3部 …………… 小学5・6年生の作品

第4部 …………… 中学生の作品

第5部 …………… 小中学生のパソコン統計グラフの作品

※1～4部は、グラフ部分をパソコンで作成した作品は含みません。

第6部 …………… 高校生以上の作品（手書き・パソコン利用は問いません）

なお、上記において、義務教育学校の前期課程は小学生、後期課程は中学生に、中等教育学校の前期課程は中学生、後期課程は高校生に、特別支援学校の小学部、中学部、高等部はそれぞれ小学生、中学生、高校生に、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校は高校生以上に相当するものとします。

ただし、いずれも県内居住者又は県内の学校に通学者に限ります。

4 課題

課題は、各部とも自由です。ただし、小学校4年生以下の児童の応募については、児童が自ら観察又は調査した結果をグラフにしたものとします。

5 応募の方法

(1) 応募作品の規格等

ア 規格

各部とも、仕上げ寸法を、72.8cm×51.5cm（B2判）とします（用紙は貼り合わせでもB2判であれば可）

規格外の作品については、審査の対象外とします。

イ 紙質・色彩

各部とも紙質・色彩（単色にても可）は自由としますが、裏面の板張り（パネル仕上げ）、表面のセロハンカバーなどは認めません。

ウ 応募点数等

一人の応募点数は制限しませんが、2枚以上にわたる「シリーズもの」は、認めません。

エ 合作の人数

1作品について5人以内とし、学年の異なる児童（生徒）の合作の場合は、最高学年の部の作品として応募してください。

オ その他

規格等の詳細については、愛媛県統計協会にお問い合わせください。

〒790-0808 松山市若草町3-6 NTTコムウェア松山ビル2階

愛媛県企画振興部政策企画局企画統計課内 愛媛県統計協会

電話 089-912-2271(直)

※ なお、上記ア～エについては、全国コンクールへの推薦の都合もあるので、特に留意してください。

カ 提出先

(ア) 第1部～第5部

小・中学校の所在地を管轄する下記の当該教育事務所（愛媛県統計グラフコンクール地方審査会あて）へそれぞれ送付してください。

○〒793-0042 西条市喜多川796-1 東予教育事務所内
愛媛県統計グラフコンクール東予地方審査会
電話 0897-56-1300(代)

メール morimoto-masaki@pref.ehime.lg.jp

○〒790-8502 松山市北持田町132 中予教育事務所内
愛媛県統計グラフコンクール中予地方審査会
電話 089-941-1111(代)

メール takaoka-takashi@pref.ehime.lg.jp

○〒798-8511 宇和島市天神町7-1 南予教育事務所内
愛媛県統計グラフコンクール南予地方審査会
電話 0895-22-5211(代)

メール satou-taku@pref.ehime.lg.jp

(イ) 第6部

〒790-0808 松山市若草町3-6 NTTコムウェア松山ビル2階
愛媛県企画振興部政策企画局企画統計課内
愛媛県統計グラフコンクール県審査会
電話 089-912-2271(直)

メール kikakutoukei@pref.ehime.lg.jp

なお、小・中・高校生の応募作品は、作品名簿（別紙1）により各学年ごとに整理し、同名簿を添えて送付してください。

また、各審査会への作品名簿データ（エクセル）の送信もお願いします。

キ 締切日

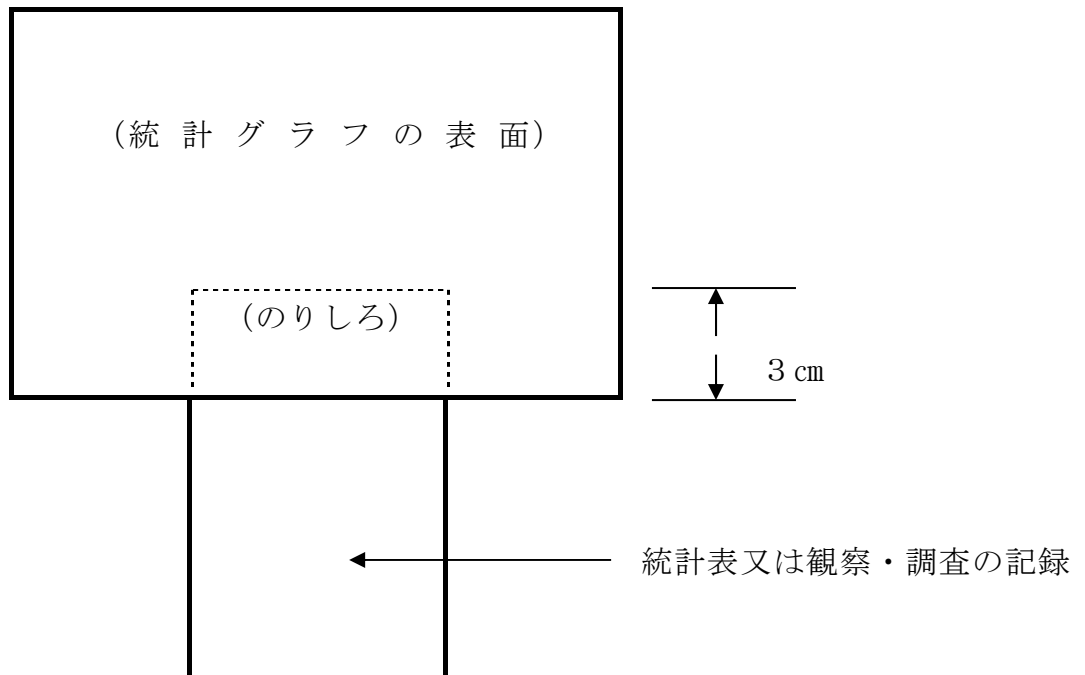
令和6年9月5日（木） 必着

(2) 応募上の留意事項

- ア 応募作品は、自分で創作したもので未発表のものに限ります。
また、生成AI（人工知能）を利用して制作した作品は認めません。
- イ 第三者（応募者以外のものをいう。）が作成したイラストや写真等を使用しないでください。（利用許諾の有無にかかわらず、第三者が作成した著作物の全部又は一部の使用を禁止します。）
また、企業名や商品名も使用しないでください。
- ウ 応募作品の裏面に、別紙2又は別紙3を貼り付けてください。
なお、住所（学校を通じて応募する児童、生徒、学生の作品は省略可）、氏名及び学校名は、読みやすい文字で書き（略字は使わない）、氏名には必ず「ふりがな」を記入してください。
- エ 自己の観察又は調査による作品は、具体的な観察又は調査内容を記録した用紙を作品裏面に添付してください。
- オ 自己の観察又は調査によらないで、外部資料（データ）を利用した場合は、出所、調査時期（時点）を作品表面に記載するとともに作品裏面に外部資料（データ）を添付してください。
- カ 観察・調査の記録又は作品に使用した資料等は、B5判又はA4判の用紙に記載し、作品の裏面下部に3cmの「のりしろ」で、次の例のように貼り付けてください。

なお、資料等が3枚以上になる場合には、A4判の封筒（表に県名「愛媛県」、応募する部名、氏名並びに児童・生徒・学生の場合は所属学校名及び学年を記載）に入れて一緒に提出してください。

例：



キ 小中学生の作品で、グラフ部分をパソコンで作成したもの（下書きしたものを含む。）は、第5部に応募してください。

ク その他

別添「グラフ作成上の留意点」を参考としてください。

(3) 指導上の留意事項（指導者の方に）

児童・生徒を指導する際は、次のことについて特に留意してください。

ア 資料の選択及び取扱方法についての示唆、助言は、差し支えありません。

イ グラフの作成は、児童・生徒の自主性を尊重し、技法的に介入しないでください。

ウ 切り紙又は折り紙をのり付けした作品、絵の具やポスターカラーを厚く塗り重ねた作品などについては、はがれ落ちることがないように十分に指導、点検をしてください。

6 作品の審査

(1) 審査基準

応募作品は、次の基準によって審査します。

ア 共通基準

① 誤りはないか

目盛り（0表示）、単位の取り方、文字・数字、脱字、記入漏れ

② 書き落としはないか

資料の出所、観察・調査の方法

③ 的確か

見出し（主題）の表現、配色

イ 各部別基準

第1部、第2部、第5部（うち小学4年生以下の作品）

子供らしい身近な課題をとらえて、ふさわしい観察・調査をし、グラフに表しているか。

第3部～第6部

① 統計データを正しく理解し、グラフ化することによってデータの持つ事象が理解されやすくなるよう、工夫されているか。

② 訴えたい主題が的確にグラフに表れているか。また、主題は斬新で興味を喚起するものであるか。

(2) 審査

ア 審査は地方審査会及び県審査会により実施します。

イ 第1部～第5部については、地方審査会による選出作品について、県審査会を行い、入賞作品を決定します。

ウ 第6部については、県審査会において入賞作品を決定します。

(3) 全国コンクール出品作品選考

県審査会において、入賞作品のうち特に優秀なものを選考し、「統計グラフ全国コンクール」に出品します。

7 入賞作品の発表

入賞作品の発表は、本人又は所属学校長に対し通知します。

8 入賞作品及び賞

知事賞	各部原則として1点（賞状及び副賞を贈呈）
教育長賞	各部原則として2点（賞状及び副賞を贈呈）
統計協会長賞	各部原則として3点（賞状及び副賞を贈呈）
佳作	若干名（賞状及び副賞を贈呈）
努力賞	若干名（賞状を贈呈）
学校賞	応募率、入選率等の高い学校のうち、特に優秀と認められる学校に対し学校賞（賞状）を贈ります。
参加賞	知事賞、教育長賞、統計協会長賞及び佳作の受賞者を除くすべての応募者（記念品を贈呈）

9 その他

- (1) 入賞作品のうち知事賞、教育長賞及び統計協会長賞の作品（以下「三賞作品」という。）の著作権は、主催者に帰属します。
- (2) 三賞作品は、愛媛県統計協会において保管し、統計の普及に広く利用します。
三賞作品以外は、各審査会から関係各学校又は本人に返却します。
- (3) 入賞作品は、統計の普及啓発目的のため、その全部又は一部を場合によっては加工の上、印刷物やホームページで使用されることがあります。

統計グラフ作成上の留意点

過去の審査経過からみて、グラフとしては優れた作品であっても、形式的要件が備わっていないなかったり、内容に不備や過誤があるため、選外とされる作品が多く見られますので、次の諸点を十分留意してください。

- 1 規格（72.8cm×51.5cm B2判）等を守ること。
（要領5（1））
- 2 自己の観察又は調査によった場合は、観察又は調査の記録が添付されていること。
（要領5（2）エ関連）
- 3 自己の観察又は調査によらない場合は、外部資料（データ）の出所、調査時期（時点）をグラフ作品の表面上適切な位置に明記するとともに、その資料を別紙として添付すること。
（要領5（2）オ関連）
- 4 資料の数値等と作品のグラフの表示（数値等）とが符合していること。
- 5 作品につけた表題とグラフの内容が一致していること。
- 6 使用した統計資料の時点が明示されていること。
- 7 誤字、脱字がないこと。
- 8 パソコン統計グラフについては、パソコンの機能を十分に活用するとともに、必要により、手書き、彩色により見る人に楽しく、興味をもたれるよう創意工夫すること。
- 9 第三者が作成したイラストや写真等を使用しないこと。
（例：みきゃん・ダークみきゃん・バリィさん）
- 10 商品名、企業名が特定できるものは避けること。
（例：〇〇消しゴム・〇〇虫よけ）